

議案第10号

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年3月目黒区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。